

公社賃貸住宅の IOT を活用した見守りサービス試験運用提供事業者 公募要領

埼玉県住宅供給公社は、公社賃貸住宅について、高齢入居者等の方々がより一層安心してご入居できる取り組みとして民間事業者が提供する「見守り」の仕組みを活用するため試験運用を実施することとしました。

については、IOT を活用した通信機器により見守りを行い一定期間安否が確認できない場合に高齢入居者等の指定する緊急連絡先へ電子メール等で通知する装置を提供し試験運用に協力いただける事業者を募集します。

1 概要

本業務の事業者の選定にあたっては、当社が定める応募資格を満たす事業者が、サービス提供の手法や運営方法等を提案する方式により実施します。

当社は事業者からの提案について、書類審査により委託する事業者を決定します。

当公社と事業者は業務委託契約を締結の上、当社が指定する公社賃貸住宅において一定数の試験運用を行います。試験運用で判明した課題や問題点について、検証・整理したうえで本格運用の方法等を決定するものとします。

この試験運用期間中にかかる月額費用は公社が負担します。(ただし1世帯につき月額2,000円を上限とする。)

2 本事業の件名

公社賃貸住宅の IOT を活用した見守りサービスの提供(試験運用)

3 事業概要及びフロー

(1) 試験運用にかかる業務委託契約書の締結

当公社と事業者は、試験運用に係る業務委託契約書を締結する。

①試験運用に係る業務委託契約の契約期間は、サービスの提供から実施結果の検証作業ならびに当社への報告書の作成・提出を含め、6か月間とする。

②試験運用期間中に係る月額費用は、当社が負担する。

(2) 試験運用の内容等

①対象住宅 公社指定の公社賃貸住宅(事業者決定後に事業者に公表します。)

②対象世帯 原則として単身高齢入居者うち希望する世帯

③実施内容 対象世帯に対して、提案内容に即したサービスを提供する。

なお、事業者は、実験期間終了時に対象世帯及び緊急連絡先へのアンケート調査を実施し、課題や改善点をまとめた報告書を当社に提出することとします。

④試験運用期間：令和4年10月1日から令和5年3月31日
(サービス提供開始から6か月間を予定)

(3) 募集事業者数

特に制限はありません。

要件に合致した事業者を登録し個別に設置希望者と調整いただきます。

(4) 当公社による試験運用の紹介

当公社は、試験運用を実施するにあたり、対象となる団地の対象世帯並びに公社で把握している緊急連絡先に指定された者に対し、事業者が提供する試験運用についてダイレクトメール等でお知らせをいたします。

(5) 利用申込みの受付及び問い合わせ対応

入居者がサービスの利用を希望する際の申込手続き及び問合せへの対応は、事業者に行っていただきます。

(6) サービス利用契約

サービスの利用に係る契約は、申込手続きを行った入居者（以下「申込者」という。）と事業者との2者間で締結いただきます。

(7) サービス内容に関する問合せ対応

安否確認機器の仕様等を含め、サービス内容に関する問合せは、すべて事業者に対応いただきます。

(8) サービス利用料等の収納

試験運用期間のサービス利用料、機器設置費用、登録手数料等の費用は会社が負担します。

(9) サービスの提供開始及び解約時の情報共有の提供開始及び解約時の情報共有

事業者は、申込者へサービスの提供を開始する時及びサービスの提供を終了する時、それぞれ30日以内に、当該申込者の住所・住宅名・部屋番号を当会社に報告いただきます。

(10) サービスの提供スキーム

(ア) 基本的なサービスの仕組み

事業者は、安否確認機器を申込者の住居内に設置し、当該機器が異常を感知したときは、メール等の方法により、緊急連絡先に対して安否確認の依頼に係る連絡を行う仕組みを提供すること。

(イ) 緊急連絡先が指定できない場合

緊急連絡先が指定できない場合 本事業の対象外とします。

(11) サービスを提供した実績等の当会社への報告

事業者は、必要に応じて、サービスの提供に係る 契約件数、異常感知件数及び機器の作動に係るトラブル件数等、当社が指定する事項について報告を行っていただきます。

4 提案いただく内容

事業者が実際に商品化している事業者作成の「パンフレット」等によりサービススキーム並びに機器の仕様について提案内容を示してください。

次のような内容が読み取れる内容にしてください。

① 所要金額

② 実施手法

③ 地方公共団体、地方住宅供給公社及び独立行政法人が公募した 安否確認機器を活用したサービスを受託した実績について、公募団体名及び公募団体ごとの契約件数を記載すること。

5 応募資格

応募者は、以下の資格要件をすべて満たす法人であること。

(1) 事業実績

過去3年以内（平成 31年4月から令和4年3月までの間）に、当会社に提案するサービスと同一又は同等のサービスを地方公共団体、地方住宅供給公社及び独立行政法人から公募により受託した実績があること。

(2) 財務状況

法人全体の財務状況について、直近の会計年度の決算において債務超過を生じていないこと。

(3) その他応募資格

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

② 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- ④公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 参加申込み

(1) 必要書類

①【様式1】参加申込書

②提案書：提案書は自由書式とします。

- ・本事業の目的を理解のうえ、提案してください。
- ・提案書は電子データにて提案いただきます。提出いただく提案書については、編集が不可能となる措置（例：PDF化等）をお取りください。

③会社概要等

④見積書(金額が分かる明細書)

(2) 提出日時及び提出先：

1) 提出日時：令和4年8月29日（月）から9月6日（火）午後5時まで

2) 提出先：Eメールで管理事業部賃貸住宅管理課あて

（電子メール：k-chintai@saijk.or.jp）

3) 提出方法：必要書類を電子メールに添付し、

タイトルに「公社賃貸住宅のIoTを活用した見守りサービスの提供(試験運用)」と記載し送信ください。

※提案書及び見積書の受信が確認できましたら、担当者様宛に受信確認メールをお送りいたします。

(3) 質疑応答

1) 質疑受付：令和4年8月24日（水）午前9時から午後5時まで

2) 質疑回答：令和4年8月26日（金）午後5時まで

※なお、提案内容や審査項目に関する内容についてはお答えできかねる場合がありますので、予めご承知おきください。

※質疑書の受信が確認できましたら、担当者様宛に受信確認メールをお送りいたします。

※回答は提案書を提出された方すべてに質問内容・回答をお送りいたします。

7 事業者決定から試験運用の実施まで

事業者として選定された後の詳細スケジュール並びに対象団地への広報活動については、本業務を受託することが決定された事業者と打合せさせていただきます。

8 本募集に関する問合せ先

埼玉県住宅供給公社

管理事業部 賃貸住宅管理課

電話番号：048-829-2866（直通）

メールアドレス：k-chintai@saijk.or.jp（組織アドレス）

【様式1】

令和 年 月 日

参加申込書

埼玉県住宅供給公社
理事長 石川 幸彦 あて

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

事業名：公社賃貸住宅の IOT を活用した見守りサービスの提供(試験運用)

上記事業について関係書類を添えて公募に申込します。

担当者名	(氏名)	(部署)
担当者連絡先	(電話番号)	
	(電子メールアドレス)	
資料等の送付先	〒	